

北海道知事 鈴木直道 殿

2020年12月14日

介護される人もする人も、みんな笑顔に！北海道連絡会
〒060-0909 札幌市東区北9条東1丁目2-22 労働センター
北海道勤医協労働組合気付 TEL011-721-3439

共同代表 栗原 博志（社会福祉法人 勤医協福祉会専務理事）
深谷 正史（福祉保育労働組合道本部委員長）

北海道社会保障推進協議会
〒001-0014 札幌市北区北14条西3丁目1-12 北海道民医連会館
TEL011-758-2648
会長 塚 慎

第8期「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険 事業支援計画」策定にあたっての要請書

【介護基盤整備に関する要請】

- ① 特別養護老人ホームなどの整備目標については、入所申込者（待機者）や潜在的ニーズを十分把握して、第8期において「待機ゼロ」となるよう計画数を定めること
- ② 住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅について、指導強化を前提に、一定の要件を定めて家賃・食費補助制度を創設すること
- ③ 一人暮らしで重度の要介護状態になっても住み慣れた自宅に最期まで暮らし続けられるための仕組みを各中学校区（日常生活圏域）に作るための整備目標（小規模多機能居宅介護、定期巡回随時対応型介護看護等を含む訪問・通所・短期入所基盤整備及び医療連携等）について第8期計画に盛り込むこと

【総合事業に関する要請】

- ① 多様なサービス（緩和型サービス、住民主体型サービス等）への移行促進を改め、要支援者の希望に基づき従前の訪問介護、通所介護（従前相当サービス）が利用できるようにすること
- ② 訪問介護員等によるサービス（訪問介護従前相当サービス）、通所介護（通所介護従前相当サービス）について、サービス単価については、制度改定に基づき国の「目安額」以上に引き上げること
- ③ 緩和型サービスであっても訪問介護員等専門職が提供する場合は、従前相当サービスを下回らないサービス単価とすること
- ④ 無資格者対象の「生活援助型サービス従事者研修」についてはその受講実績や修了者の

活動実績を検証したうえで廃止等見直しを行うこと

- ⑤ 総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」及び「介護予防ケアマネジメント」については、要介護者まで対象拡大をしないこと

【自立支援施策に関する要請】

- ① 保険者機能強化推進交付金の評価指標クリアを自己目的とした「自立支援目標」を計画目標化しないこと
- ② 「自立支援型地域ケア会議」、「ケアプラン点検」等を通じたサービス利用抑制や自立（サービスからの「卒業」）強制は行わないこと
- ③ 「生活援助ケアプラン」（国の定める訪問回数を超える生活援助型の訪問介護を位置付けたケアプラン）の提出・検証は、利用制限目標でないことを明確にし、ケアマネジャーの裁量と利用者の意向を尊重して対応すること

【介護認定に関する要請】

がんの看取り期の患者は日々病状が進行するため、状態に応じて迅速にあらゆる種類の介護保険サービスを組み合わせることが必要になる。しかし、認定審査会が迅速に行われず、調査から認定までの間に状態が変化し、現状より低い要介護度として認定され、サービス利用を制限せざるを得ず在宅での看取りを断念し急遽入院する事例や、サービス限度額で収まらず高額な自己負担金が発生する事例が見受けられる。

- ① がんの看取り期の区分変更申請を含む介護申請については、緊急対応が必要な申請と位置づけ、申請から調査および認定までを迅速に行うこと。迅速な認定が困難な一因である認定審査会はリモート機能の活用を含め緊急的に開催する方策の検討をすること。さらに、がんの看取り期の要介護認定は、申請日から7日以内に行うこと

【保険料に関する要請】

- ① 高齢者の負担能力を超えている介護保険料について引き下げる。国に財政負担を求めつつ、一般財源からの繰り入れにより基準額を引き下げる。新型コロナウイルス感染の不安からサービス利用を控えたことにより給付費が抑制されたことを考慮し、さらに介護給付費準備備金がある場合は、第8期保険料を引き下げるためにその全額を繰り入れること
- ② 介護保険料の所得段階別設定について、非課税世帯（国基準第1～第3段階）については、公費投入によりさらに引き下げる
- ③ 課税層については、所得基準をさらに細分化するとともに、高額所得者については最高段階を引上げる
- ④ 低所得者に対する介護保険料減免制度を拡充すること

【利用者負担に関する要請】

- ① 居宅サービスの利用者負担について独自に軽減制度を作ること
- ② 介護保険施設入所者・短期入所系サービス利用者の部屋代・食事代の負担が増えないよう独自の軽減措置を制度化すること。なお、2021年8月から開始が予定される補足給付（非課税世帯利用者の食事・居室料負担の軽減）の厳格化により、利用しているサービスを利用できなくなる事態を防ぐこと
- ③ 認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護の利用者についても部屋代・食事代を軽減する制度をつくること
- ④ 区分支給限度基準額について、一人暮らしの認知症の方など、一定の要件に該当する方については、独自に上乘せし在宅生活を支えること

【介護人材の確保と処遇改善に関する要請】

- ① 介護人材の確保・定着を促進するため、家賃補助や資格取得費用補助、独自の給与補助、養成校奨学金返済補助等の処遇改善策を制度化すること
- ② 介護事業所の職員採用をバックアップする事業を制度化すること

【新型コロナ感染症対策に関する要請】

- ① クラスター化を未然に防ぐために、症状の有無に関わらず全ての高齢者、特に介護サービスの利用者とその家族、サービス従事者に対し、社会的検査を実施すること。希望する施設には「定期検査」と、感染者が出た施設を調べる「随時検査」を並行すること
- ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、経営困難となった介護事業者に対してその実態を把握し、関係者の声を聴いたうえできめ細かい救済策を講じること
- ③ 感染防止に必要な消毒液、防護具、設備について確保できるための支援を行うとともに、介護事業所、従事者に対する相談支援の窓口設置など体制を整備すること
- ④ 通所系・短期入所系サービス事業者等における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適正に評価するため、通常とは異なる介護報酬を算定することを可能とする国の「臨時的な取扱い（第12報：令和2年6月1日）」の活用により、増額する利用者負担分に相当する額を交付する補助金制度を創設すること
- ⑤ 「自粛」や閉じこもりにより生活後退や状態悪化が生じている高齢者に対し、迅速な実態把握と支援を行う体制を構築すること
- ⑥ 主に施設サービスの利用者が家族などと面会が可能となるよう、施設などに対して感染対策やICT活用を積極的に行うための支援事業を制度化すること

【介護認知症なんでも無料電話相談 事例まとめ】

11月11日、介護の日に合わせて全国一斉に取り組みされた電話相談に北海道内から9件の相談が寄せられた。計画策定にあたり、参考にさせていただきたく共有する。

- ・日時：2020年11月11日（水）10：00～18：00
- ・方法：フリーダイヤル電話相談

1	網走市	入院中の母親の面会禁止。役所、保健所に相談したが「病院と相談を」というだけ。病院「コロナだから無理」のみの説明で困惑
2	旭川市	施設内で骨折し入院。施設「家に帰れる状態ではない」と言うが在宅生活を希望している。どうしたらいいか
3	旭川市	通所系サービスを利用しているが、利用料の説明がなく不満
4	札幌市	① 保健所に繋がっても「熱がないと自宅待機」はおかしい ② 化学物質過敏症の親族が、どこに行っても消毒されており外出制限せざるを得ない。困っていることを行政に伝えてほしい
5	帯広市	グループホームで勤務している妻の時間外手当が不払い
6	小樽市	介護保険料を滞納している友人、身体障害で働けない。生活支える制度はあるか
7		親族が亡くなり、その息子が脳梗塞で入院。生前の手続きについて知りたい
8		排泄の後片付けが大変。どうすればいいか
9		① 施設入所中の母親の面会禁止。②それなのに、入所者は外部で健康診断を受けるというちぐはぐな対応に困惑

11月11日は、「いい介護の日」

介護・認知症 **なんでも**
無料 電話相談

お気軽にお電話ください

2020年
11月11日(水)
10:00~18:00

新型コロナウイルス感染の拡大で、介護サービスを利用できない、家族介護の負担が増えて大変になったなど様々な悩みがありませんか？
また、高齢化がすすむなか、お金の心配なく安心して介護サービスを受けたいが、どうすればよいか悩んでいませんか？
一人で悩まず、介護の専門家や「認知症の人と家族の会」の相談員がお電話をお待ちしています。
全国共通のお電話番号は・・・

フリーダイヤル **0120-110-458**

E-mail:k25@shahokyo.jp メールでのご相談は左記のアドレスをご利用ください。

主催：中央社会保険推進協議会／公益社団法人 認知症の人と家族の会
介護される人もする人も、みんな笑顔に！北海道連絡会
事務局 TEL 011-758-2648（北海道社保協） 札幌市北区北14条西3丁目1-12 北海道民医連会館

以上